

### あきる野町内会・自治会音頭を制作しました



コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会・自治会で組織するあきる野市町内会・自治会連合会では、加入促進活動の一環として「あきる野町内

会・自治会音頭」を制作し、去る6月1日に、あきる野ルピアで完成披露目を開催しました。

近年、市の世帯数が増加傾向にある中で、町内会・自治会への加入率は年々減少しています。そこで連合会では、今回制作した音頭を各地域の盆踊り大会や市のイベントなどで、多くの方に踊っていただき、親しんでいただくことで、身近なコミュニティ活動の場としての町内会・自治会への加入促進につなげることを目指しています。町内会・自治会は皆さんのために活動しています。地域の絆を育てる町内会・自治会に加入しましょう。

問合せ 地域防災課地域振興係

### 特別支援学校と特別支援学級説明会のお知らせ



特別支援学校(都立)と市内の特別支援学級(固定、通級)の概要と就学相談等の進め方・手続きなどについて説明します。説明会終了後には個別の相談にも応じます。  
日時 7月3日(水) 午前10時

### LED街路灯導入促進事業の企画提案企業を募集します

市のLED街路灯導入促進事業が、環境省所管の国庫補助事業「小規模地方自治体におけるLED街路灯等導入促進事業」に採択されました。そこで、当事業について企画提案をしていただける企業を募集します。募集要項の詳細は市ホームページをご覧ください。  
問合せ 建設課土木係

### ご紹介いたします 中学校新校長

6月1日付で、市立中学校の校長に人事異動がありました。(敬称略)  
校長( )内は旧職  
御堂中学校長 飯室治夫(昭島市立昭和中学校副校長)



飯室治夫校長

### 国民年金は60歳以上でも任意加入できます

20歳以上60歳未満で日本に住所がある方は、厚生年金保険・共済年金に加入されている方を除いて、国民年金に加入することができます。

### ひので斎場へのアクセス道路が開通しました

これまで、ひので斎場に通じる道路は二ツ塚峠からの1ルートのみでしたが、新たに平井中学校側(日の出町役場西側信号を北上)からのアクセス道路が開通しました。  
このアクセス道路は、東京たま広域資源循環組合の敷地内に



あり、通行に際して次のような規制があります。  
通行できる時間帯 午前8時30分～午後9時まで(この時間帯以外は閉鎖されます)  
通行できる車両 車両総重量2トまでの普通自動車、大型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動付自転車と大型バス以外のバス  
問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

### 夏休み非常勤職員の募集

職種 児童館非常勤職員  
児童クラブ非常勤職員  
勤務日 雇用期間内で5日間  
月曜日から土曜日までの間で週5日間  
勤務時間 午前8時30分～午後6時(実働7時間)  
午前8時30分～午後6時(実働4時間、主に午前8時30分～午後0時30分)  
勤務場所 市内10児童館と14学童クラブ(うち、10学童クラブは児童館に併設)  
勤務内容 児童への集団、個別指導  
賃金 時給900円  
募集人員 10人程度  
いずれも保育士が教員免許を有する方、経験者を優先  
雇用期間 7月20日(土)～8月31日(土)(日曜日を除く)  
応募方法 6月24日(月)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)をお持ちください。  
問合せ 児童課児童館係

### 秋川流域河川整備計画が策定されました

都は、秋川流域(秋川、北秋川、養沢川)の河川整備について、地域の皆さんや有識者のご意見を参考に「秋川流域河川整備計画」を策定しました。計画書の閲覧が可能です。  
閲覧場所 東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所、東京都建設局ホームページ(<http://www.kensei.tsu.metro.tokyo.jp>)  
問合せ 東京都建設局河川部 計画課 (03・5320・5415)

### 改修した住宅の固定資産税を減額します



改修後3か月以内に申告書を提出してください。詳しくはお問い合わせください。

### 耐震改修をした住宅

既存住宅の耐震改修工事が次の要件を満たす場合、一定期間、対象家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

対象 昭和57年1月1日以前に建築

### された住宅

併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること  
耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用(平成25年3月31日までに契約した場合は30万円以上)を要した住宅  
減額期間など  
平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修工事が完了：2年間  
平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了：1年間  
減額対象床面積：1戸あたり120平方メートル相当分まで  
減額金額：対象住宅に係る固定資産税の2分の1

### 省エネ改修をした住宅

平成28年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅(120平方メートルを限度)に対し、翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。  
対象 平成20年1月1日以前

### バリアフリー改修をした住宅

平成28年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅が次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。  
対象 バリアフリー改修工事(廊下の拡張、手すりの取り付け、